

一般社団法人静岡県設備設計協会地区会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）が設置する地区会の任務等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(地区会)

第2条 地区会は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 東部地区会
- (2) 中部地区会
- (3) 西部地区会

(構成員)

第3条 地区会の構成員は、原則的に次に掲げるとおりとする。

- (1) 東部地区会 富士川以東に事務所を設ける正会員
- (2) 中部地区会 富士川以西及び大井川以東に事務所を設ける正会員
- (3) 西部地区会 大井川以西に事務所を設ける正会員

(任務)

第4条 地区会の任務は、会長が各幹事長と協議して別に定める。

(幹事)

第5条 地区会に幹事長1名及び必要に応じ副幹事長1名を置くことが出来、構成員のうちから互選により選出する。

2 幹事長は、地区会の会務を総括する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 地区会の会議は、必要に応じ、幹事長が招集する。

(活動記録)

第7条 幹事長は、会議の開催等活動を行った都度、活動の概要を記載した活動記録を作成し、理事会へ提出するものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。

2 この規程は、平成29年4月28日から施行する。